

## 第4回道路占用の対価の在り方に係る専門部会 議事概要

日時：平成24年2月28日(火) 15:00～16:30  
場所：経済産業省 別館10階 1038号室

### 1. 議事概要

事務局より、資料1～4について説明を行った。

### 2. 審議内容

審議における主な意見については以下のとおり。

#### <所在地区分の見直しについて>

- ・ 「地価に則した区分で行うべき」とする一方で「所在地区分の分類単位は、市町村単位で行うべき」とするのは、同一市町村内で地価の差が大きいことを踏まえると不整合ではないか。
- ・ 定額物件が事務の合理化のための制度である以上、ある程度の単純化は必要。市町村をさらに分割すると、道路管理者及び事業者のシステム対応に難がある。
- ・ 提言としては、「事務量や実効性を踏まえつつ、地価に即した区分を行うべき」となるのではないか。最小区分の在り方についても、事務の合理化と所在地区分を地価水準に合わせることとのバランスによって決まることを表現すべき。
- ・ 業務負荷や実効性の問題は大事であるが、システム開発が進めば解消できる部分もある。システム開発により業務の合理化を進めることの必要性についても追記してもらいたい。
- ・ 「地価に即した区分を行うべき」という強い表現ではなく、「現時点においては地価を重視した区分が妥当であり、長期的に見れば、他の指標も考慮し、適正な区分けを行うことも必要である」という、限定的でない言い回しにしていただきたい。

#### <政策減免の整理合理化について>

- ・ 現在、架空線は2分の1の減免を行っているが、上空の突き出し看板などは減免されていない。上空の突き出し看板は、その下の空間を使うことに関して妨げるものではないので、減免しても良いと考える。
- ・ 公営企業の占用料について、本体事業に係るかどうかという部分での線引きを考えていく必要がある。単純に民間企業とイコールフットイングにすべきというのは、行き過ぎという感じがある。
- ・ 東日本大震災を踏まえて「国民の安全・安心」や「電気、通信、ガス等の安定供給」が見直されている。これらを新たな政策減免を行う際の視点として具体的に記載してもらいたい。

#### <激変緩和措置の見直しについて>

- ・ 「変動率を10から20%に引き上げることが妥当」との記載があるが、

変動率はその影響を判断して決める必要がある。今までも、変動率は現状を維持してほしいという意見もあったところ、数値目標を書く際には十分配慮願いたい。

- ・ 占用料の改定に追いつかない現状の変動率はおかしい。一方で、20%の根拠は行政財産の使用料ではそうなっているという程度であり、それは参考にはなるが絶対的に正しいとはいえない。追いつきそうもない場合は2割、3年ぐらいで追いつくのであればもう少し小さい変動率にするなど、3年を追いつく目安の期間とするのはあり得る。
- ・ 占用料額が上昇しても、公益事業者はそれを料金に転嫁することは無理な情勢であり、経費節減で吸収するしかない。変動率の上昇は大幅な経費節減を要求することとなり、非常に厳しいという点を考慮願いたい。

### <占用料の多寡による競願の処理について>

- ・ 総合評価について、配点を固定してしまうと、その後の運用の幅がなくなるので、固定しないほうが良い。
- ・ 実務を行う上で、統一的な客観的基準や考え方を示すべきではないか。その上で、できるだけシンプルな制度とすべき。
- ・ 街づくりとの関係においていうと、道路管理者だけで決めてしまってよいのだろうか。また、外形的に全部整理しきれぬのか。幾つかのパターンに分類できるのであれば、今後、具体策を考える上で整理しておいた方がよい。
- ・ 周波数のオークションの場合は、まず一定の条件が示されて、その条件に適合する場合にオークションに参加できる仕組み。道路の場合は、まず街づくりの観点や、国道利用の観点で限定がかかると考えられ、そこをはっきりさせる必要がある。また、オークションの段階に入って、総合評価を行う場合、高い価格で入札をする事業者が道路の利用者にとって一番好ましい事業者であると言いやすい場合もあるが、広告のようなものは、道路の利用者にとっての利便性と、高い入札額とが結びつかない。こういうものについては価格は重視できず、ケース・バイ・ケースであるという大まかな考え方を示しておく必要がある。
- ・ 高い占用料を負担した場合、コストを下げるため、日常点検、清掃等がおろそかになる可能性もあり得る。許可条件なり協定なりで担保することが必要。
- ・ 更新回数の上限について、道路管理者が投資回収を客観的に判断するのは難しい。何らかの統一的な基準・考え方が必要。また、新規の場合はよいが、既存の占用物件の更新の際の取扱いを考える必要がある。
- ・ サンセット条項を遡及適用するのは難しい。既存のものは次の更改からということになると思う。

### <その他>

- ・ 「おわりに」の2点目の丸のところ、「直轄国道の占用料の改定は、国道占用料に準拠している地方自治体にも大きな影響を与えることをかんがみ」と前半の文言を変更願いたい。また、地方自治体に情報提供する際には、占用料が大きく増額となる地方公共団体に対しては、「占用事業者の事業に及ぼす影響について十分配慮していただき、激変緩和措置を講じていただきたい」と記述願いたい。
- ・ 1章の「はじめに」について、今まで議論してきた内容を反映願いたい。